平成28年度 放置自転車等の 買受希望業者を募集します

大和郡山市自転車等の放置防止に関する条例に基づき移動・保管した自転車等で、所有者が不明などの理由により、返還できない自転車等の買受を希望する業者を募集します。

※一般個人の買受はできません。

資格要件=下記①~③の全てにあてはまる人

- ①古物商の許可を受けていて、自転車組立整備士(自 転車技師)か自転車安全整備士の資格を有する人 (使用人がこれらの資格を有する場合も可)
- ②代表者・法人の所在地が市内であること
- ③暴力団等排除措置要件に該当していないこと

申込・問合せ=2月25日(木)までに、自転車等買受業者登録申請書類を、市民安全課(内線625)へ ※申請書は市民安全課にあります。

市の建設工事・物品購入など 業者登録申請 のお知らせ

~受付期間は、2月1日(月) ~ 15日(月)まで~ 詳しくは、市ホームページをご確認ください。

◆建設工事、測量・建設コンサル等業務

関係書類を、入札検査課窓口(市役所3階307番) へ直接持参(受付期間中の土・日曜、祝日を除く、9 時~12時・13時~17時)。

※市内本店業者:平成28・29年度(2年間・定期受付)※市外本店業者:平成28年度のみ(1年間・追加受付)問合せ=入札検査課(内線623・☎53-1634(直通))

◆物品購入·委託業務等

(建設工事・測量・建設コンサルタント等を除く) 関係書類を、総務課あてに郵送してください。

※平成28·29年度(2年間·定期受付)

※郵送でのみ受け付けます (2月15日(月)消印有効) 問合せ=総務課 管財係(☎53-1508(直通))

一般廃棄物処理業 (収集運搬業・ 処分業) の許可申請受付

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項および同条第6項の規定による許可申請を受け付けます。 申請期間=2月1日(月)~29日(月)8時30分~12時·14時~16時(土・日曜、祝日は除く)

※申請書類はできるだけ、2月15日(月)までに提出 してください。

申込・問合せ=許可申請書 (市指定様式) 等を、清掃センター (☎53-3463) へ

■くらしのインフォメーション

ひとりで悩まないで

わたしたちに ご相談ください!



高額な結婚式場の キャンセル料

大和郡山市消費者センター
☎ 53-1583 (直通)
相談受付 月~金曜
10 時~12 時、13 時~16 時

【事例1】

1年後の挙式の予約をしたが、式の4ヵ月前に キャンセルを申し出たところ、30万円のキャンセ ル料の請求を受けた。支払わなくてはいけないか。

【事例2】

申し込みの3日後に解約を申し出たところ、10万円の申込金が返してもらえなかった。

結婚式場をめぐっては事例の他にも、「申し込みの時に急がされ、よく検討する時間もないまま契約をしてしまった」あるいは「契約後、打ち合わせを進めていくうちに見積額がどんどん高額になり、当初の予定より100万円も高くなってしまった」などの苦情も寄せられています。

結婚式場のキャンセル料については、「事業者の定めたキャンセル料に関する条項が、消費者契約法に反した不当な条項ではないか」として消費者団体が訴え裁判で争われた例もありますが、最近は消費者側の主張が認められることが難しくなっています。

結婚式の契約は、消費者にとって非日常的な契約で、しかも契約から式当日までの期間が長いため、その間には予期せぬことが起こったり、打ち合わせを重ねる中で式場への不信感が生じることもあり、キャンセルに至ってしまう可能性もあります。

結婚式の申し込みをする時にはキャンセルをするとは想像しがたいものですが、後のトラブルを避けるためにも、契約前に、キャンセル料がいつから発生するのか、いつの時点でどのくらいのキャンセル料になるのかの説明を受け、契約書でもしっかりと確認し、納得して契約することが必要です。

そのうえで、式の具体的なイメージや支出可能な予算を細かく伝え、担当者と積極的に意思疎通をはかり、できるだけ希望にそった式が実現できるようにしたいですね。